

**答 申 書**  
**( 答 申 第 3 5 号 )**  
**平成 1 2 年 8 月 2 1 日**

1 審査会の結論

実施機関は、別紙1に掲げる伊達市関内地区畑地帯総合整備事業に関する7号道路に係る全資料のうち、既に開示した公文書以外の公文書を開示請求の対象公文書として特定し、開示等の決定をすべきである。

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙2のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「伊達市関内地区畑地帯総合改良事業に関する7号道路に係る全資料」である。

イ 本件開示請求に対し、北海道知事(以下「実施機関」という。)は、伊達市関内地区畑地帯総合整備事業に関する7号道路(以下「7号道路」という。)に係る次の公文書(以下「本件公文書」という。)を対象公文書として特定し、開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

(ア) 事業計画概要書

(イ) 計画変更概要書

(ウ) 平成10年度事業費改定調書(関内地区のみ)

(エ) 実績報告書中の関内地区決算書(平成6年度から平成9年度分)

(オ) 協議打合せ簿(但し、別紙1の第3の1の(1)、(2)、(8)、(9)及び(10)の公文書に限る)

(カ) 7号農道交通量調査報告書

ウ 本件異議申立ては、本件公文書のほかにも本件開示請求に係る対象公文書があるとして、その公文書の開示を求めるというものであることから、本件公文書のほかにも、本件開示請求の対象公文書として特定すべき公文書があるかについて判断することとする。

(2) 本件開示請求に係る対象公文書について

ア 実施機関は、本件開示請求に当たって、次のような経過から、本件公文書を特定したことが認められる。

(ア) 本件開示請求の内容は、公文書開示請求書(以下「本件請求書」という。)に記載されている請求内容からすれば、7号道路に係る全資料(以下「全資料」という。)であり、これに該当する公文書は、別紙1に掲げる公文書であった。

(イ) 実施機関は、本件請求書記載の請求内容では、大量の公文書が対象公文書となることから、開示請求の趣旨を確認して対象公文書を特定するため、開示請求の6日後に本件開示請求に係る公文書を管理している胆振支庁耕地課職員が本件開示請求の開示請求者(以下「本件請求者」という。)と面談した。この面談の中で、本件請求者から、伊達市に対しても同市の情報公開条例に基づいて本件開示請求と同様の開示請求を行い、これまでの7号道路に係る伊達市と胆振支庁とのやり取りが伊達市から開示を受けた文書(以下「伊達市開示文書」という。)の内容と一致しているかを確認するために今まで支庁が保有するすべての経過書類の開示請求をした旨や、交通量調査の調査方法や経費なども知りたい旨などを聞き取った。

(ウ) 実施機関は、当該面談の聞き取りの内容から、本件開示請求に係る対象公文書を「7号農道の予算を含めた経緯に関する資料」と判断したが、このことを本件請求者に確認はしなかった。そして、「7号農道の予算を含めた経緯に関する資料」に該当する公文書として本件公文書を特定し、本件処分を行った。

イ 上で述べたことから判断すれば、実施機関は、本件請求者に請求の趣旨を確認するために面談を行った上で、本件開示請求の内容を「7号農道の予算を含めた経緯に関する資料」として特定したものの、この特定した内容について、本件請求者に確認をしなかったために、本件請求者が了知していなかったことが認められる。そうであれば、本件開示請求の趣旨は、あくまでも請求書記載の請求内容どおり全資料の開示を求めていたものであると解するのが相当である。

ウ 異議申立人は、全資料のすべてが開示されなかったこと及び7号道路に係る伊達市と胆振支庁とのやり取りの内容が伊達市開示文書と一致しているかを確認できる公文書の開示がなされなかったことから、実施機関が公文書を隠蔽して開示しなかったと主張する。

しかしながら、本件処分がなされた経過は上で述べたとおりであり、また、実施機関の説明によれば、農業農村整備事業における支庁と市町村との連絡調整のうち、監督員等の判断で業務を遂行しても支障のない軽易な打合せ内容については、口頭により処理し、文書により記録しておらず、7号道路に関する伊達市と胆振支庁のやり取りについても軽易な内容のものについては、伊達市開示文書のようにその内容を記録した公文書を作成していなかったことが認められる。

これらのことからすれば、実施機関が公文書を意図的に隠蔽して開示しなかったとは認められない。

エ 以上のことからすれば、別紙1に掲げる公文書が7号道路に係る全資料として実施機関が作成又は取得したすべての公文書であると認められ、実施機関は、これらの公文書のうち本件処分が開示した本件公文書以外のものを新たに本件開示請求に係る対象公文書として特定し、開示等の決定を行うべきであると考えられる。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 本件処分に対する意見について

本件開示請求に対する対象公文書の特定に当たっては、本件請求者と面談を行った際に、実施機関が「7号農道の予算を含めた経緯に関する資料」として対象公文書を特定することについて本件請求者に確認せず、面談の内容から実施機関の一方的な判断で公文書を特定したことが認められる。

したがって、今後、実施機関が公文書の特定をするに当たっては、開示請求者に可能な限りの情報を提供した上で、実施機関が特定した公文書の名称又は内容について開示請求者に確認を求めるなど、職員に対し、制度の適正な運用について周知、徹底を図るよう努めることが必要であると考える。

#### 5 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年3月 2日	諮問書の受理 実施機関から関係書類の提出
平成12年3月 6日 (第23回審査会)	本件諮問事案の報告
平成12年4月17日 (第24回審査会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人による意見陳述
平成12年5月15日 (第25回審査会)	審議
平成12年6月12日 (第26回審査会)	審議
平成12年7月17日 (第27回審査会)	審議
平成12年8月 8日 (第28回審査会)	答申案審議
平成12年8月21日	答申

別紙 1 伊達市関内地区畑地帯総合整備事業に関する7号道路に係る全資料

公文書名	備考
<p><b>第1 事業計画関係</b></p> <p>1 事業計画書類            (1) 事業計画書            (2) 事業計画概要書            (3) 添付資料</p> <p>2 変更計画書類            (1) 変更計画書            (2) 計画変更概要書            (3) 添付資料</p> <p>3 法手続き関係書類            (1) 平成3年度道営土地改良事業計画に係る土地改良専門技術者の委嘱について (H3.11.14付胆管理第898号)            (2) 平成3年度道営土地改良事業計画に係る土地改良専門技術者の委嘱について (依頼) (H3.12.10付胆管理第993号)            (3) 平成3年度道営土地改良事業計画に係る土地改良専門技術者の委嘱について (H4.3.19付報告書)            (4) 道営土地改良事業の施工申請の取下げについて (H4.4.22付胆管理第113号)            (5) 道営土地改良事業の適否決定について (H4.7.7付胆管理第408号)            (6) 関内地区畑地帯総合土地改良事業施行調査報告について (H4.7.13付け胆管理第423号)            (7) 道営土地改良事業計画の決定について (H4.8.10付胆管理第547号)            (8) 道営土地改良事業計画の決定について (依頼) (H4.8.24付胆管理第607号)            (9) 道営畑地帯総合改良事業関内地区に係る異議申立てについて (H4.10.8付報告書)            (10) 道営畑地帯総合改良事業関内地区に係る異議申立の補正命令について (H4.10.21付胆管理856、857号)            (11) 異議申立てに係る補正書の処理について (H4.11.6付け土指第343号)            (12) 関内地区畑地帯総合土地改良事業の異議申立てに伴う専門技術者の意見照会について (H4.11.18付胆管理第986号)            (13) 道営畑地帯総合改良事業関内地区に係る異議申立てに対する決定について (H4.11.24付胆管理第1011号)            (14) 道営畑地帯総合改良事業関内地区に係る異議申立てに対する決定について (H4.11.27付胆管理第1033、1034号)            (15) 道営土地改良事業計画変更審査申請書の提出について (H11.1.11付け胆耕地第794号)            (16) 道営土地改良事業計画変更審査結果について (H11.4.14付け計画第84号)            (17) 道営土地改良事業計画の変更について (協議) (H11.4.22付胆管理第212号)            (18) 道営土地改良事業計画の変更について (H11.11.22付胆管理第1265号)</p>	<p>開示済み</p> <p>開示済み</p>
<p><b>第2 事業予算関係</b></p> <p>1 採択通知            平成4年度都道府県営かんがい排水事業等の地区採択について (H4.5.6付胆管理第166号)</p> <p>2 予算要求資料 (平成9年度)</p> <p>3 補助金交付申請書 (関内地区のみ)            (1) 平成6年度            (2) 平成7年度            (3) 平成8年度            (4) 平成9年度</p> <p>4 実績報告書 (関内地区決算書)            (1) 平成6年度            (2) 平成7年度            (3) 平成8年度            (4) 平成9年度</p> <p>5 平成10年度総事業費改定調書 (関内地区のみ)</p>	<p>開示済み</p> <p>開示済み</p>

は、原処分で開示した文書

公文書名	備考
<p>6 分(負)担金調定資料</p> <p>(1)平成4年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う還付金及び還付加算金について (H5.9.30付胆管理第596号)</p> <p>(2)平成4年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う還付について (H5.11.18付胆管理第685号)</p> <p>(3)平成5年度道営土地改良事業分(負)担金の調定について (H5.11.16付胆管理第678号)</p> <p>(4)平成5年度道営土地改良事業分(負)担金納入状況報告について (H6.1.5付胆管理第722-3号)</p> <p>(5)平成5年度道営土地改良事業分(負)担金の調定について (H6.3.23付胆管理第945号)</p> <p>(6)平成5年度道営土地改良事業分(負)担金の決算について (H6.6.13付胆管理第203号)</p> <p>(7)平成5年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う還付金及び還付加算金について (H6.10.26付胆管理第623号)</p> <p>(8)平成5年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う還付について (H6.11.14付胆管理第669号)</p> <p>(9)平成6年度道営土地改良事業分(負)担金の調定について (H6.11.18付胆管理第681号)</p> <p>(10)平成6年度道営土地改良事業分(負)担金納入状況報告(H6.12.8付)</p> <p>(11)平成6年度道営土地改良事業分(負)担金の変更調定について (H7.3.17付胆管理第907号)</p> <p>(12)平成6年度道営土地改良事業分(負)担金納入状況報告書について (H7.4.12付胆管理第77号)</p> <p>(13)平成6年度道営土地改良事業分(負)担金の決算について (H7.6.19付胆管理第269号)</p> <p>(14)平成6年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う還付について (H7.11.24付胆管理第756号)</p> <p>(15)平成7年度道営土地改良事業分(負)担金の調定について (H7.11.16付胆管理第739号)</p> <p>(16)平成7年度道営土地改良事業分(負)担金の納入について (H8.1.9付胆管理第919号)</p> <p>(17)平成7年度道営土地改良事業分(負)担金の変更調定について (H8.3.19付胆管理第1115号)</p> <p>(18)平成7年度道営土地改良事業分(負)担金の納入について(報告) (H8.4.10付胆管理第93号)</p> <p>(19)平成7年度道営土地改良事業分(負)担金の決算について(報告) (H8.6.18付胆管理第380号)</p> <p>(20)平成7年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う還付について (H8.11.8付胆管理第1021号)</p> <p>(21)平成8年度道営土地改良事業分(負)担金について(H8.11.20付胆管理第1090号)</p> <p>(22)平成8年度道営土地改良事業分(負)担金について(H8.11.20付事務連絡)</p> <p>(23)平成8年度道営土地改良事業分(負)担金の納入について(報告)(H8.12.27付)</p> <p>(24)平成8年度道営土地改良事業分(負)担金の変更調定について(通知) (H9.3.13付胆管理第1559号)</p> <p>(25)平成8年度道営土地改良事業分(負)担金の決算について(報告)(H9.6.25付事務連絡)</p> <p>(26)平成8年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う還付について (H9.11.20付胆管理第1330号)</p> <p>(27)平成9年度道営土地改良事業分(負)担金について(H9.11.18付胆管理第1328号)</p> <p>(28)平成9年度道営土地改良事業分(負)担金の変更調定について (H10.3.13付胆管理第1936号)</p> <p>(29)平成9年度道営土地改良事業分(負)担金の決算調書を提出する(H10.6.15)</p> <p>(30)平成9年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う追徴について (H10.10.14付胆管理第945号)</p> <p>(31)平成9年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う還付金及び還付加算金について (H10.11.20付胆管理第1169号)</p> <p>(32)平成9年度道営土地改良事業分(負)担金の決算に伴う追徴について(報告) (H10.11.25付胆管理第1186号)</p>	
<p>7 地方財政措置に係る地方負担額調べ</p> <p>(1)地方財政措置に係る平成9年度実施見込み額調べについて(H9.6.13付胆管理第351号)</p> <p>(2)地方財政措置に係る平成9年度実施見込み額調べについて(当初予算分) (H10.1.13付胆管理第1606号)</p> <p>(3)地方財政措置に係る平成9年度実施見込み額調べ(当初予算変更分)について (H10.1.21付胆管理第1640号)</p>	

公文書名	備考
<p><b>第3 事業実施関係</b></p> <p>1協議打合せ簿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 7号道路についての協議(支庁-伊達市)H8.12.18</li> <li>(2) 7号道路についての協議(支庁-伊達市)H9.2.4</li> <li>(3) 測量調査時の地権者からの苦情H9.3.11</li> <li>(4) 測量調査時の地権者からの苦情H9.3.21</li> <li>(5) ゴルフ場壮警町ルート of 整備見通の確認依頼(支庁 伊達市)H9.4.24</li> <li>(6) 畑総関内地区7号農道の交通量算定について(支庁 伊達市)H9.6.2付胆管理第267号</li> <li>(7) 打合せ資料(地区概要、用地処理課題)H9.12.25</li> <li>(8) 7号道路についての協議(支庁-伊達市)H10.12.3</li> <li>(9) 計画変更概要説明資料H11.1.8</li> <li>(10) 7号道路についての協議(支庁-伊達市)H11.1.25</li> </ul> <p>2 7号農道交通量調査報告書</p>	
<p><b>第4 委託業務関係</b></p> <p>1委託業務設計書(公示用含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成4年度地質調査委託業務</li> <li>(2) 平成5年度地形測量委託業務</li> <li>(3) 平成6年度農道概略設計委託業務</li> <li>(4) 平成7年度農道概略設計委託業務</li> <li>(5) 平成8年度地質水質調査委託業務</li> <li>(6) 平成8年度調査設計1委託業務</li> <li>(7) 平成8年度調査設計2委託業務</li> <li>(8) 平成8年度用地測量調査1委託業務</li> <li>(9) 平成8年度用地測量調査2委託業務</li> <li>(10) 平成8年度用地測量調査3委託業務</li> <li>(11) 平成9年度地質水質調査委託業務</li> </ul> <p>2委託業務契約書関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成4年度地質調査委託業務</li> <li>(2) 平成5年度地形測量委託業務</li> <li>(3) 平成6年度農道概略設計委託業務</li> <li>(4) 平成7年度農道概略設計委託業務</li> <li>(5) 平成8年度地質水質調査委託業務</li> <li>(6) 平成8年度調査設計1委託業務</li> <li>(7) 平成8年度調査設計2委託業務</li> <li>(8) 平成8年度用地測量調査1委託業務</li> <li>(9) 平成8年度用地測量調査2委託業務</li> <li>(10) 平成8年度用地測量調査3委託業務</li> <li>(11) 平成9年度地質水質調査委託業務</li> </ul> <p>3委託業務成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成4年度地質調査委託業務</li> <li>(2) 平成5年度地形測量委託業務</li> <li>(3) 平成6年度農道概略設計委託業務</li> <li>(4) 平成7年度農道概略設計委託業務</li> <li>(5) 平成8年度地質水質調査委託業務</li> <li>(6) 平成8年度調査設計1委託業務</li> <li>(7) 平成8年度調査設計2委託業務</li> <li>(8) 平成8年度用地測量調査1委託業務</li> <li>(9) 平成8年度用地測量調査2委託業務</li> <li>(10) 平成8年度用地測量調査3委託業務</li> <li>(11) 平成9年度地質水質調査委託業務</li> </ul>	

は、原処分で開示した文書

公文書名	備考
<p data-bbox="153 232 429 262">第5 その他</p> <p data-bbox="169 293 363 322">1 開示請求綴り</p> <p data-bbox="201 322 1265 1041"> (1)公文書開示請求に係る調整協議について(H4.7.9付胆管理第413号)  (2)公文書開示請求に係る協議の結果について(H4.7.17付土指第201号)  (3)公文書一部開示決定通知について(H4.7.21付胆管理第448号)  (4)公文書一部開示結果について(H4.7.29付報告書)  (5)公文書開示請求に係る調整協議について(H4.9.17付胆管理第707号)  (6)公文書開示請求に係る協議の結果について(H4.9.22付土指第281号)  (7)公文書開示決定通知について(H4.9.24付胆管理第752号)  (8)公文書開示請求に係る調整協議について(H5.2.5付胆管理第1267号)  (9)公文書開示請求に係る協議の結果について(H5.2.17付土指第488号)  (10)公文書一部開示決定通知について(H5.2.18付胆管理第1318号)  (11)道営畑総事業関内地区開示請求について(H5.11.8付報告書)  (12)文書目録の提出について(H5.11.12付事務連絡)  (13)公文書開示請求に係る調整協議について(H5.11.22付胆管理第697号)  (14)公文書開示請求に係る調整協議について(H5.11.29付農政第1560号)  (15)公文書一部開示決定通知について(H5.12.2付胆管理第688号)  (16)公文書一部開示結果について(H5.12.9付報告書)  (17)畑地帯総合土地改良事業関内地区「7号農道」に係る打合せについて  (H9.3.24打合せ)  (18)畑地帯総合土地改良事業関内地区に係る『開示請求』について(H9.4.3打合せ)  (19)公文書開示請求書の送付について(H9.4.4付報告書)  (20)公文書開示請求書の送付について取り下げについて(H9.4.16付胆総務第72号)  (21)公文書開示請求書の送付について(H9.4.16付胆総務第71号)  (22)公文書開示決定通知について(H9.4.25付胆管理第194号)  (23)公文書開示請求書の送付について(H10.4.16付胆総務第2-2号)  (24)公文書開示請求の取り下げについて(H10.4.21付胆総務第2-3号) </p> <p data-bbox="169 1066 596 1095">2 復命書 (詳細は別表のとおり)</p>	

別表 復命書一覽

番号	復命月日	旅行期間	用 務	用務先	内 容
(1)	H8.10.1	H8.9.11 H8.9.26	農業農村整備事業調査監督	伊達市	7号農道調査設計打合せ 電柱移設現地立会
(2)	H8.11.1	H8.10.7	農業農村整備事業調査監督	伊達市	7号農道調査設計、橋梁設計について打合せ
(3)	H8.11.15	H8.11.14	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	調査測量委託業務について地権者へ説明
(4)	H8.12.2	H8.11.12	農業農村整備事業調査監督	伊達市	関内 3工区路床検査
(5)	H8.12.19	H8.12.18	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	7号道路計画幅員拡幅要望について打ち合わせ
(6)	H8.12.27	H8.12.5 H8.12.10 H8.12.19	農業農村整備事業調査監督 農業農村整備事業調査監督 農業農村整備事業調査監督	伊達市 伊達市 伊達市	7号農道調査設計業務打合せ 予算調整資料作成 7号農道調査設計打合せ
(7)	H9.1.30	H9.1.27 ~ 29	農業農村整備事業事務打合せ	札幌市	農道整備の考え方確認(農村計画課)
(8)	H9.2.4	H9.2.4	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	7号道路計画幅員拡幅要望について打ち合わせ
(9)	H9.3.3	H9.2.26	農業農村整備事業調査監督	伊達市	工事方法について市と打合せ
(10)	H9.5.1	H9.4.15	農業農村整備事業調査監督	伊達市	公安委員会打合せ 6,7号農道
(11)	H9.5.12	H9.5.9	農業農村整備事業事務打合せ	札幌市	交通量調査の打合せ(農村計画課・農地整備課)
(12)	H9.5.16	H9.5.15 ~ 16	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	交通量調査の打合せ
(13)	H9.5.26	H9.5.22 ~ 23	農業農村整備事業事務打合せ	旭川市 札幌市	交通量調査予定の報告(農地整備課)
(14)	H9.7.14	H9.7.13	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	交通量調査
(15)	H9.7.14	H9.7.13	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	交通量調査
(16)	H9.7.28	H9.7.26	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	交通量調査
(17)	H9.7.28	H9.7.26	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	交通量調査
(18)	H9.8.1	H9.7.13	農業農村整備事業調査監督	伊達市	交通量調査
(19)	H9.8.1	H9.7.13 H9.7.26	農業農村整備事業調査監督 農業農村整備事業調査監督	伊達市 伊達市	交通量調査 交通量調査
(20)	H9.8.1	H9.7.26	農業農村整備事業調査監督	伊達市	交通量調査
(21)	H9.8.13	H9.8.11 ~ 12	農業農村整備事業事務打合せ	札幌市	交通量調査結果の報告(農村計画課・農地整備課)
(22)	H9.10.31	H9.10.28 ~ 29	農業農村整備事業事務打合せ	室蘭市 伊達市	交通量調査
(23)	H9.11.4	H9.10.29	農業農村整備事業調査監督	伊達市	交通量調査
(24)	H9.11.4	H9.10.29	農業農村整備事業調査監督	伊達市	交通量調査
(25)	H9.11.6	H9.10.29	農業農村整備事業調査監督	伊達市	交通量調査
(26)	H9.11.13	H9.11.12	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	交通量調査
(27)	H9.11.17	H9.11.11 ~ 12	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	交通量調査
(28)	H10.6.3	H10.5.26 ~ 27	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	用地処理について打合せ
(29)	H10.6.26	H10.6.24	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	堆肥盤規模の計算方法打合せ
(30)	H10.9.24	H10.9.17	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	総事業費改訂打合せ
(31)	H10.10.30	H10.10.28	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	補正予算打合せ
(32)	H10.12.1	H10.11.27	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	7号道路整備についての伊達市の方針を確認
(33)	H10.12.11	H10.12.8 ~ 9	農業農村整備事業事務打合せ	札幌市	7号道路について経過と計画変更予定を報告(農地整備課)
(34)	H10.12.11	H10.12.9	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	計画変更方針打合せ
(35)	H11.1.11	H10.12.28	農業農村整備事業事務打合せ	札幌市	計画変更打合せ(農地整備課)
(36)	H11.1.11	H11.1.7 ~ 8	農業農村整備事業事務打合せ	札幌市	計画変更打合せ(農村計画課・農地整備課)
(37)	H11.1.26	H11.1.18 ~ 19	農業農村整備事業事務打合せ	札幌市	計画変更打合せ(農地整備課)
(38)	H11.2.22	H11.2.15	農業農村整備事業事務打合せ	伊達市	計画変更打合せ
(39)	H11.3.9	H11.3.4 ~ 5	農業農村整備事業事務打合せ	札幌市	計画変更事務処理確認(農村計画課)

## 別紙 2

### 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過等

- (1) 平成12年1月18日 本件開示請求
- (2) 平成12年2月1日 本件開示請求に対する公文書開示決定
- (3) 平成12年2月22日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張要旨

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件異議申立ての趣旨は、本件処分において、隠蔽して開示しなかった公文書の速やかな開示を求めるといものである。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人が異議申立書及び意見陳述により主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。  
平成12年1月18日に、胆振支庁耕地課に「伊達市関内地区畑地帯総合改良事業に関する7号道路に係る文書」の開示請求をしたところ、同課の職員から対象公文書を特定したい旨の連絡があったので、同年1月24日に同課の職員と勤務先で面談した。その中で、伊達市からも同様の請求に係る公文書を入手していることを話し、本庁と支庁との間で交わした記録文書等を請求したが、平成12年2月2日の開示の際には、事業計画書、変更計画書、平成10年度総事業費改定調書、関内地区決算書（平成6年度から平成9年度）、協議打合せ簿、7号農道交通量調査報告書の公文書しか開示されなかった。また、開示の当日、伊達市から入手した公文書を示し、同様の文書はないのかと確認したが、支庁にはこれしかないと答えるのみであった。  
つまり、「都合の悪いものは出さない」というのが、道農政部の下した結論なのであり、農政部の開示決定は、道庁自ら定めた北海道情報公開条例に反し、前文で明記した道民の知る権利を否定し、説明責任を放棄し、道民参加を拒絶したものである。  
道政の腐敗を無くすためにも、道職員が業務上知り得た情報や作成した情報は最大限漏らさず記録し、個人情報以外の全ての情報を公開すべきである。

#### 3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。



## 理 由 説 明 書

### 1．対象公文書の内容

異議申立て人が開示請求した公文書の内容は、「伊達市関内地区畑地帯総合改良事業に関する7号道路に係る全資料」である。

これに対し、実施機関は当該請求の内容では非常に広範にわたる膨大な文書が対象になりうることから、開示請求公文書を特定すべく1月24日開示請求者と支庁担当係長が面談した。その際の要求の内容から、開示請求公文書を「7号農道の予算を含めた経緯に関する資料」にあたる下記文書と特定し、全面開示したものである。

- ・事業計画書
- ・変更計画書
- ・平成10年度総事業費改訂調書
- ・関内地区決算書 平成6、7、8、9年度
- ・協議打合わせ簿
- ・7号農道交通量調査報告書

### 2．異議申立理由に対する反論

- (1) 異議申立人は伊達市の開示情報(復命書、口頭(電話)処理票、会議記録等)をもとに、類似文書を支庁が隠蔽しているとしている。  
しかしながら、電話処理票については軽易な事案については作成保管していない。復命書の内7号道路に係る協議打合せについては別途「協議打合せ簿」として整理しており、経緯に関するものは全面開示した。
- (2) 異議申立書によると「本庁と支庁との間で交わした記録文書等を請求した」としているが、計画変更、総事業費改訂調書、決算書について開示している。その他7号道路の経緯に関して本庁と支庁が交わした協議打合せ記録に類する公文書は存在しない。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないものである。